

和歌山県民文化会館『駐車場』利用案内

令和7年2月1日 更新

「定期利用料金」「一般車24時間料金」値下げ実施

■ 利用区分・料金(下記料金には消費税及び地方消費税を含みます。)

営業時間	24時間(年中無休) ※24時間 管理人配置
駐車台数	475台(車椅子使用者用7台、ゆずりあい駐車区画4台含む)
構造	屋根付き 立体駐車場(7階建て8フロアー)
セキュリティ	24時間巡回警備 / 防犯カメラ24台設置
制限	長さ5.3m × 幅1.9m × 高さ2.1m以内

車とめるなら
屋根付き!



一般車	普通料金 (午前7時～午後10時) 40分 100円
	夜間料金 (午後10時～翌日午前7時) 60分 100円
	24時間料金 (入庫～24時間以内) 800円 → 600円 (※期間限定料金)
定期車	月額 14,700円 → 13,800円 (※期間限定料金)

■ 回数券・プリペイドカード

お得な回数券、プリペイドカードを販売しています。会議や催しの特典として是非ご活用ください。

駐車場一階エレベーターホールには、プリペイドカード自動販売機もご用意しています。

種別	内容	価格
回数券	100円券×11枚入り	1,000円
	200円券×11枚入り	2,000円
	500円券×11枚入り	5,000円
プリペイドカード	2,200円分の利用が可能	2,000円

■ 駐車料金の減免

当駐車場は、「障がい者に対する県の施設減免要領」に準拠し、減免を行っています。

障がい者ご本人又は特定介護人の方で、減免を利用される方は、出庫時に管理事務所前の右端出口をご利用のうえ、係員に「① 障がい者手帳」と、「② 駐車券」をお渡しください。

<注意事項>

- ① 自動精算機は、1万円、5千円札の利用ができません。お手数ですが事前に両替えをしてください。
- ② 駐車券、回数券を折り曲げたり、濡らしたり、磁気又は携帯電話に近づけたりしないでください。
- ③ 200円及び、500円の回数券ご利用の場合、つり銭の支払いはできません。
- ④ 車を離れる際はドアロックをし、サイドブレーキは必ずかけ、貴重品等は携帯してください。
- ⑤ 当駐車場内における盗難、車の破損、事故等については一切責任を負いません。
- ⑥ 当駐車場の施設を破損した時は、直接係員に告げ指示に従ってください。
- ⑦ 駐車券を紛失等した場合は、「駐車券再交付申請書」を駐車場管理室に提出してください。
- ⑧ エレベーター等機器の保守点検でご不便をおかけする場合がありますが、ご了承ください。

【お問合せ】 一般財団法人 和歌山県文化振興財団 ～ wacaf ～ 和歌山県民文化会館

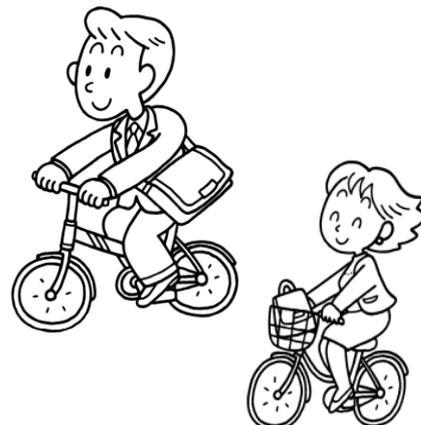
〒640-8269 和歌山市小松原通1-1 TEL: 073-436-1331 FAX: 073-436-1335

ホームページアドレス: <http://www.wacaf.or.jp>

和歌山県民文化会館駐車場「定期駐車」利用案内

1 定期駐車料金：月額 13,800円（※期間限定料金）

- 定期駐車は、1日から月末日までを1ヶ月とした「月額料金」です。
- 月の途中からでもご利用いただけますが、同額料金となります。
- 1ヶ月だけの「短期契約」での利用も可能です。



『定期利用者限定』
自転車無料貸出サービス実施中！

2 申込方法：会館受付窓口または、駐車場管理室へ

【申込時に必要なもの】

- ① 1回目の料金 **13,800円**
- ② 車検証のコピー
- ③ 定期券交付申請書
- ④ 誓約書
- ※ ⑤ 口座振替依頼書／銀行届出の印鑑（※自動引落サービス利用者のみ）

3 料金のお支払い：駐車料金は「前払い」です

- 1回目の支払い ◆定期券と引換に現金でお支払いください。

- 2回目以降の支払い

◆選択1 『銀行自動引落し（手数料：無料）』
・申込みの際、「預金口座振替依頼書」を記入してください（要届出印）。
・引落し可能な口座は、紀陽銀行の各支店のみです。
・引落日は利用される月の前月23日です。

◆選択2 『現金払い』
・利用予定月の、前月26日までに管理室に直接お支払いください。

4 利用を取りやめる時：『使用廃止届』の提出時期に注意 !!

利用の取りやめは、「利用している月の末日まで」に、駐車場管理室に使用廃止届を提出してください。

定期券（カード）は、利用終了時に係員に必ずご返却ください。

なお、月をまたいだ使用廃止届の提出は、その月の利用の有無にかかわらず、駐車料金を全額お支払い頂きますので、ご注意ください。

【注意事項】

- 定期券忘れの対応はできません。また、定期契約中であっても一般券での入庫は一般料金となります。
- 定期車の駐車位置は特定していません。また、定期車は入庫の際、右側入口をご利用ください。
- 定期券を紛失した場合は、「定期券紛失届」、「定期券再交付申請書」を提出してください。
- 「保管場所使用承諾証明書（車庫証明に必要な資料）」の交付はできません。
- 翌月契約済（支払済み）の方が、当月内に使用廃止手続きを完了した場合、お手数ですが還付申請を行ってください。この場合ご本人様の印鑑が必要です。
- 「支払証明書」が必要な方は、駐車場管理室にお申し付けください。